

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所  
(使用施設)  
平成30年度第4回保安検査報告書

令和元年5月  
原子力規制委員会

## 目 次

1. 実施概要 .....	1
(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照) .....	1
(2) 保安検査実施者 .....	1
2. 保安検査内容 .....	1
(1) 基本検査項目 .....	1
(2) 追加検査項目 .....	1
3. 保安検査結果 .....	1
(1) 総合評価 .....	1
(2) 検査結果 .....	2
(3) 違反事項 .....	9
4. 特記事項 .....	9

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成31年2月14日(木)

至 平成31年2月27日(水)

### (2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 星 勉

原子力保安検査官 大高 正廣

原子力規制部核燃料施設等監視部門

原子力保安検査官 長谷川 清光

原子力保安検査官 本多 孝至 他

## 2. 保安検査内容

### (1) 基本検査項目(下線は保安検査重点項目に基づく検査項目)

① プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染について

② 空气中放射性物質濃度有意値検出の対応状況に係る検査

③ 保安検査における改善事項の対応状況に係る検査

④ 内部監査の実施状況に係る検査

### (2) 追加検査項目

なし

## 3. 保安検査結果

### (1) 総合評価

今回の保安検査においては「プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染について」、「空气中放射性物質濃度有意値検出の対応状況に係る検査」、「保安検査における改善事項の対応状況に係る検査」及び「内部監査の実施状況に係る検査」を基本検査項目として検査を実施した。

平成31年1月30日発生した「プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染」について、当日のバッグアウト※作業の実施手順等について確認した結果、当該作業については、保安規定に基づき策定された基本動作マニュアルに従って実施することとなっているところ、汚染事象が発生したバッグアウト作業においては、同マニュアルに定めるホールドポイントとなる手順を実施しなかったことは、保安規定第三編第1章第1条4項の遵守義務が遵守されていないものであり、保安規定第三編第1章第1条4項に対する保安規定違反と判断した。

当日の汚染検査等の実施手順等について確認した結果、当該作業については、保安規定に基づき策定された「身体汚染が発生した場合の措置に関するガイドライン」及び前記ガイドラインに基づき、管理区域立入者の身体・衣服等の汚染検査にて汚染が検出された場合

---

※ ビニルバッグを溶着することにより、密封を維持したままグローブボックスから汚染物を取り出す作業。

における初動対応を定めた「身体汚染時の対応手順書」により実施することとなっているところ、当該汚染検査作業等においては、前記ガイドライン等に定める手順を実施しなかったことは、保安規定第Ⅰ編第6章第30条7項の遵守義務が遵守されていないものであり、保安規定第Ⅰ編第6章第30条7項に対する保安規定違反と判断した。

「空气中放射性物質濃度有意値検出の対応状況に係る検査」においては、平成30年11月27日に発生した「プルトニウム燃料第一開発室プルトニウム抽出試験室空气中放射性物質濃度有意値検出」(以下「Pu-1抽出試験室汚染」という。)の平成30年度第3回保安検査以降の対応状況、平成30年12月4日に発生した「プルトニウム燃料第二開発室灰化試験室空气中放射性物質濃度有意値検出」(以下「Pu-2灰化試験室汚染」という。)について、その是正処置の検討及び対応状況について確認した。

Pu-1抽出試験室汚染及びPu-2灰化試験室汚染については、不適合管理に基づき対応中であることを確認した。

「保安検査における改善事項の対応状況に係る検査」においては、平成27年度以降の保安検査において確認された改善事項について、その後の対応が確実に実施されていること等を検査し、事業者が改善した事項は、計38件で、現在、対応継続中としている事項として、平成27年度第1回保安検査「放射性廃棄物等の管理状況」において確認された高レベル放射性物質研究施設セル、グローブボックス内で保管している溶液及び固体廃棄物の処理、他2件あることを確認した。

「内部監査の実施状況に係る検査」においては、日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)において原子力安全監査(以下「内部監査」という。)要領等が定められ、内部監査が要領等に基づき適切に実施されていることを検査し、機構原子力科学研究所(以下「原科研」という。)平成29年度第4回保安検査における自主改善事項を踏まえて、監査の職(以下「監査リーダー」という。)は他の拠点の職員を指名し、内部監査を実施していること等について確認した。

以上のことから、プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染を除き、選定した検査項目に係る保安活動は問題ないことを確認した。

## (2) 検査結果

### 1) 基本検査項目

#### ① プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染について

本事象は、平成31年1月30日に、プルトニウム燃料第二開発室粉末調整室において、核燃料物質を貯蔵する貯蔵容器を包装したビニルバッグの定期交換作業で、グローブボックスから貯蔵容器のバッグアウト後、貯蔵容器を二重目のビニルバッグに封入する作業中、 $\alpha$ 線用空気モニタの警報が吹鳴したため、確認したところ、粉末調整室内の空气中的放射性物質濃度が保安規定に基づく立入制限区域の設定値を超えたことから、粉末調整室を立入制限区域に設定した事象である。

担当課である廃止措置技術開発課は、不適合管理に係る書類を作成し、プルトニ

ウム燃料技術開発センター不適合管理検討部会での審議を経て、平成31年2月12日に同センター長の承認を得ていることを不適合管理報告書(ランクA)で確認した。

当日の汚染に対する初動等について確認した結果、以下の保安規定違反の判断を行った。

## 【保安規定違反】

### A. 確認された事象の詳細

「プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染」について、当日のバッグアウト作業の実施手順等について確認した。

その結果、当該作業については、保安規定第Ⅲ編第1条第2項の規定に基づき策定された基本動作マニュアル「I-7 バッグイン・バッグアウト作業」に従って実施することとなっているところ、汚染事象が発生したバッグアウト作業においては、同マニュアルに定めるホールドポイントのうち、以下の3点について実施していなかった。

- 同マニュアルでは、バッグアウト作業中にビニルバッグにキズが発見された際の措置が定められているが、バッグアウトした貯蔵容器(SUS缶)の線量が高いことから作業中は遮へい用シートをかけており、キズを発見するためのビニルバッグ外観の確認が十分になされていなかった。
- 同マニュアルでは、「通常と異なる状態が見られた場合は、核燃料管理者に連絡する。」と定められているが、作業中に貯蔵容器(SUS缶)が熱いと感じた作業者は、その情報を作業員間で共有せず、核燃料管理者への連絡も実施せずに作業を続けた。
- 同マニュアルでは、バッグアウトした物品の表面汚染検査を実施することが定められているが、作業員は、貯蔵容器(SUS缶)の一重目のビニルバッグの表面汚染検査を実施せずに、二重目ビニルバッグ梱包作業に移行した。

### ○保安活動の問題点

上記の3点はマニュアルに定める手順から逸脱したものであり、これらの手順を適切に実施していれば、管理基準を超える空気汚染を未然に防げた可能性がある。

### ○保安規定違反の条項

保安規定第Ⅲ編第1章第1条4項

核燃料物質等の使用等を行う者は、施設の安全を確保するため、第1項に掲げる事項及び前項の注意事項を遵守しなければならない。

### B. 確認された事象の詳細

「プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染」について、当日の汚染検査等の実施手順等について確認した。

その結果、当該作業については、保安規定第Ⅰ編第17条の2第1項の規定に基づき策定された「身体汚染が発生した場合の措置に関するガイドライン」及び前記ガイドラインに基づき管理区域立入者の身体・衣服等の汚染検査にて汚染が検出された場合における初動対応を定めた「身体汚染時の対応手順書」により実施

することとなっているところ、当該汚染検査作業等においては、前記ガイドライン等に定める以下の点について実施していなかった。

- ガイドライン、対応手順書では、汚染なしの報告は、表面密度の測定結果が検出下限値未満の値となった時のみとするとしている、また、除染は原則として、適切な条件下での測定でサーベイメータの検出下限値未満となったことの確認をもって終了するところ、最終的な複数回の測定で汚染なしと判断したが、その測定に以下に示す不十分な点があった。
  - クロスコンタミがしやすい環境での測定であったこと。
  - 首、顔などの露出部の狭隘部の確認が不十分(十分密着した測定が実施できない場合に間接法を併用していない)であったこと。
  - 全3段のグリーンハウスの初段(GH-1)で実施した汚染検査において有意なレベルの値(500dpm程度)があったにもかかわらず、ふき取りのみで $\alpha$ 線スペクトル測定による確認をせず、偽計数と判断したこと。

#### ○保安活動の問題点

上記の点はマニュアルに定める手順から逸脱したものであり、作業員が管理区域外に退出するための汚染検査が不十分であった。

一方で、不十分な点はあったものの、複数回の測定が実施されていることから、有意な汚染はなかったと考える。

身体汚染検査が確実に完了したことを確認するためには、適切な環境において間接法を用いた測定を含む身体汚染検査を行う必要があった。

#### ○保安規定違反の条項

保安規定第 I 編第 6 章第 30 条 7 項

使用施設内各課長又は放射線管理部内各課長は、第 5 項の通知を受けた場合は、原因の究明、汚染の除去等の適切な措置を講じなければならない。

上記以外に確認した内容は、以下のとおり。

#### 【作業計画の策定】

廃止措置技術開発課(以下「廃技課」という。)長は、核燃料物質使用計画書「件名:残存核燃料物質の処理に係る核燃料物質使用計画」(年間計画)を起案し、プルセンター安全専門委員会での審議を経て、平成30年3月15日にセンター長の承認を得ていることを確認した。

廃技課長は、核燃料物質使用計画書の実施にあたり、核燃料物質使用施設放射線管理基準(以下「放射線管理基準」という。)に基づく放射線作業項目の承認を得るため「作業項目:残存核燃料物質の処理作業及び設備の維持管理運転作業」を作成し、当該作業に係る作業マニュアル等を明記していること、平成30年3月30日に環境プラント技術部長の承認を得ていることを確認した。

なお、「残存核燃料物質の処理作業及び設備の維持管理運転作業」は、放射線管理基準に基づき、G2作業に分類されていることを確認した。

## 【作業員の教育・訓練の状況】

バッグイン・バッグアウト作業に従事した作業員4名は、廃技課員であることを確認した。

作業員4名は、平成30年6月21日に「安全作業基準基本動作マニュアル及び電気関連規定等集の再評価」を受講しており、その教育の中でバッグイン・バッグアウトに関する教育項目が実施されていることを「教育・訓練実施計画書/報告書」により確認した。また、受講者の理解度について、事業者は、受講者の理解度について「教育実施の効果確認票」により確認していることを確認した。

作業員4名のうち1名は、今年度配属された新人であり、品質保証課長が、「教育・訓練要領書」等に基づき、新規配属に伴う放射線業務従事者教育、就業前教育を受講していることを確認した。

なお、新人を除く作業員3名のバッグイン・バッグアウト作業の経験年数は、経験の少ない作業員で29年あることを従事者名簿により確認した。

## ② 空气中放射性物質濃度有意値検出の対応状況に係る検査について

平成30年11月27日に発生した「Pu-1抽出試験室汚染」の平成30年度第3回保安検査以降の対応状況、平成30年12月4日に発生した「Pu-2灰化試験室汚染」での空气中放射性物質濃度有意値検出について、その是正処置の検討及び対応が確実に実施されているかについて検査した。検査結果は以下のとおり。

### ②-1 Pu-1抽出試験室汚染の対応状況

環境センター再処理技術開発試験部研究開発第2課(以下「研究2課」という。)は、不適合の処理として、プルトニウム抽出試験室空気汚染の原因調査を行い、その結果をもとに処置対策を行うとする不適合管理報告書(ランクB)を作成していること、同不適合管理報告書は、プルセンター不適合管理検討部会での審議を経て、平成30年12月5日にプルセンター長の承認を得ていることを確認した。

研究2課は、プルトニウム抽出試験室における汚染の原因調査を行うにあたり、作業内容等について、「特殊放射線作業(S2)計画・報告書」を作成し、放射線管理第1課長の同意等を経て、平成30年12月10日に部長承認を得ていることを確認した。

研究2課は、平成31年1月24日及び29日の作業において、汚染発生当日の作業対象物である使用済みRI用ゴム手袋から、最大910dpm(汚染防止フィルムの遮蔽効果を考慮した評価値)の汚染を確認したことから、汚染源をRI用ゴム手袋とした是正処置の検討を開始していることを確認した。

### ②-2 Pu-2灰化試験室汚染の対応状況

安全対策課長は、当該汚染事象を、事象報告(C情報)として、平成30年12月4日に関係機関へ報告されていることを確認した。

当該室は、自主的に立入り制限を行い、原因調査を行うこと、原因調査の結果を踏まえて処置対策を行うとしていることをプルセンターが作成し、関係機関へ報告された「事象報告シート(C情報)」により確認した。

廃技課長は、不適合の処理として、不適合管理報告書(ランクB)を作成し、プルセンター不適合管理検討部会での審議を経て、平成30年12月5日にプルセンター長の承認を得ていることを確認した。

廃技課は、灰化試験室の原因調査を行うにあたり、作業内容等について、「特殊放射線作業(S2)計画・報告書」を作成し、放射線管理第1課長の同意等を経て、平成30年12月12日に部長承認を得ていることを確認した。

廃技課は、灰化試験室の原因調査(工程室汚染検査)を平成30年12月13日～平成31年1月29日にかけて実施していることを確認した。

廃技課は、灰化試験室の原因調査を踏まえ、是正処置計画書を作成し、プルセンター不適合管理検討部会での審議を経て、平成31年2月12日にプルセンター長の承認を得ていることを確認した。

廃技課は、是正処置計画書の中で汚染原因として、上部構造物のケーブルラックから汚染が検出されていることから、今回の汚染源は、平成19年2月にバグアウト作業で発生した汚染が遊離し、空気流線に乗ってケーブルラックまで移動し、ケーブルラックの汚染検査が不十分であったため、汚染が滞留し、今回、何らかのきっかけで遊離してエアスニッファに付着したものと推定していることを確認した。

廃技課は、是正処置として、以下を平成31年2月22日までに実施するとしていることを確認した。

○汚染発生時の汚染検査方法の見直し

核燃料物質の性状を考慮し、汚染源が特定できる場合においても、空気流線に基づき広がりを見込んだ汚染検査範囲を設定し汚染検査を行うこと、また、形状が複雑な箇所はネル布等を用いて丁寧に行うことを、作業マニュアルに追記すること。

○教育の実施

今回の事象について課内で周知するとともに、汚染源の見逃し防止に係る意識の向上を図ること。また、改定された作業マニュアルの教育を実施すること。

以上の検査結果から、Pu-1抽出試験室汚染の対応状況及びPu-2灰化試験室汚染の対応状況については、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかったが、対応継続中である事項については、必要に応じて、引き続き保安検査等で確認する。

③ 保安検査における改善事項の対応状況に係る検査

平成27年度以降の保安検査において確認された改善事項について、その後の対応が確実に実施されていること等を検査した。検査結果は以下のとおり。

平成27年度第1回保安検査から平成30年度第3回保安検査までの保安検査で確認された事実を踏まえ、事業者が改善した事項は、計38件あり、対応継続中としている主な事項は、以下の3件であることを確認した。

○平成27年度第1回保安検査「放射性廃棄物等の管理状況」において確認された高レベル放射性物質研究施設セル内、グローブボックス内の保管溶液及び固体廃棄物の処理については、保管溶液の処理は、平成33年3月終了予定であるこ



と、固体廃棄物の処理については、平成30年度は、再処理施設第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設のクレーン故障のため同施設への払い出しは行わず減容作業のみ継続実施中であることを確認した。

実施実績及び予定等については、環境技術開発センター（以下「環境センター」という。）の月例報告会において、研究開発第1課長から環境センター長に毎月1回の頻度で進捗状況を含め報告していることを確認した。

- 平成27年度第4回保安検査「使用を休止し維持管理している設備の管理状況」において確認されたプルトニウム燃料第一開発室に設置しているパルスコラム装置の保管管理については、パルスコラム装置の解体撤去に向け準備中（予算化を含む）であることを確認した。
- 平成30年度第2回保安検査「プルトニウム・ウラン貯蔵室における作業員の頭部の負傷事象に係る検査」において確認されたプルセンターにおけるヘルメット・インナーキャップの不適切な運用については、安全・核セキュリティ統括部（以下「安核部」という。）が「安全作業ハンドブックの改訂」を行い、これを踏まえた核サ研内の要領等への反映を平成31年3月末までに実施することを確認した。

以上の検査結果から「保安検査における改善事項の対応状況に係る検査」については、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかったが、対応継続中である事項については、必要に応じて、引き続き保安検査等で確認する。

#### ④ 内部監査の実施状況に係る検査

内部監査は、組織として自律的な改善を行うための重要な機能であることから、保安規定及び内部監査実施計画書に基づき、適切に実施されていることを検査した。検査結果は以下のとおり。

##### ④-1 内部監査の要領等の確認

機構の内部監査は、統括監査の職が監査プロセスの管理責任者として、理事長の発令により実施すること、内部監査に関する要領等としては、原子力安全監査実施要領（以下「監査実施要領」という。）、原子力安全監査実施手順（以下「監査実施手順」という。）及び原子力安全監査員教育訓練管理手順（以下「監査員教育訓練管理手順」という。）が整備されていることを確認した。

監査実施要領は、監査の実施における必要な事項をまとめたものであり、監査計画作成の際には、「監査員が自らの業務を監査しないように考慮する。」と明記していることを確認した。

なお、本検査において、監査実施要領に、統括監査の職は、被監査部門の長に対して監査の有効性に係る評価を依頼するとしているが、被監査部門の長の定義が記載されていないことが確認されたことから、統括監査の職は、平成31年3月末までに、当該箇所の記載を「被監査部門の長」から「担当理事等（被監査部門の研究所等担当理事又は安核部長）」に改定することを確認した。

監査実施手順は、具体的な内部監査の実施手順を定めたものであり、監査チームの構成は、監査プロセスの客観性及び公平性を確保するようにすることが明記されていることを確認した。

監査の実施については、監査所見を不適合(A)、不適合(B)、不適合(C)、意見及び良好事例に区分し明確にすることを確認した。

統括監査の職は、監査結果のとりまとめを行い、理事長が行うマネジメントへのインプット情報とすることを確認した。

監査員教育訓練管理手順は、統括監査の職及び監査員の力量の設定、付与、評価についての具体的な手順並びに監査員に対する教育・訓練の詳細を定めたものである。監査員については、所長等が選出した監査員候補者に対して、原子力安全監査課長が力量評価を行い、統括監査の職が承認した者であることを確認した。

#### ④-2 平成30年度核燃料サイクル工学研究所(以下「核サ研」という。)内部監査の実施状況

理事長は、保安規定により、核サ研の品質保証活動が適切に実施されているかの確認として、毎年度1回以上、内部監査を統括監査の職に実施させていることを確認した。

統括監査の職は、平成30年度の内部監査を実施するに当たり、核サ研所長に対して監査実施手順に基づき、平成30年4月6日に監査員の推薦を要請していることを業務連絡書により確認した。核サ研所長は、統括監査の職の指示を受け、保安管理部安全対策課員他13人を原子力安全監査員候補者リストに取りまとめ、統括監査の職に推薦していることを確認した。

原子力安全監査課が、監査員教育訓練管理手順に基づき、核サ研監査員に対して「監査プロセスに関する周知教育」を実施していることを「教育・訓練実施記録」により確認した。

原子力安全監査課長は、監査員の力量を評価し、平成30年4月25日及び平成30年6月7日原子力安全監査員候補者登録リストを作成し、統括監査の職が承認していることを確認した。

統括監査の職は、監査実施要領に基づき、監査活動に係る基本工程、監査の基準及び対象等を定め、平成30年度の監査プログラムを策定し、監査プログラムは平成30年5月22日に理事長決裁を経て、平成30年5月23日に核サ研担当理事に通知していることを、通知書により確認した。

監査チームの構成は、主に核サ研の監査員から構成されているが、原科研平成29年度第4回保安検査における自主改善事項を踏まえて、監査リーダーは、他の拠点の職員であり、監査員は、自分の業務に関連しない部署の監査を実施する配置にしていることを平成30年5月22日統括監査の職が承認した「監査チームの構成」により確認した。

監査リーダーは、監査プログラムに基づき監査計画を策定し、平成30年6月29日に統括監査の職の承認を経て、同日に核サ研担当理事に通知していることを通知書により確認した。

監査チームは、監査計画に基づき、平成30年7月30日～8月1日、8月6日及び9日に核サ研を対象として平成30年度内部監査を実施していることを確認した。

監査リーダーは、監査結果を監査報告書にとりまとめ、監査の結論として、不適合はないが、意見2件があり、その内1件、プルセンター環境管理課、核物質管理課及び品質保証課の業務に係る請負契約仕様書において、調達製品の維持又は運用に必要な技術情報(保安に係る物に限る)の提供に関する事項の記載がなかったことは、将来不適合となる可能性があるとしていることを確認した。

統括監査の職は、監査報告書を平成30年8月24日に確認し、将来不適合となる可能性があるとした事項について、処置するように平成30年8月30日に核サ研担当理事に通知していることを通知書により確認した。

核サ研担当理事は、平成30年9月27日に処置計画、平成31年2月1日に処置報告について、統括監査の職に対して、報告していることを確認した。

統括監査の職は、平成30年度定期(年度中期)の品質保証活動に係る理事長マネジメントレビューのインプット情報として、監査報告書を安核部長に提出していること、安核部長は、平成30年11月26日に実施された理事長マネジメントレビューにインプットしていることを理事長マネジメントレビュー会議記録により確認した。

以上の検査結果から「内部監査の実施状況に係る検査」については、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかった。

## 2) 追加検査項目

なし。

## (3) 違反事項

- A. 平成31年1月30日発生した「プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染」について、当日のバグアウト作業の実施手順等について確認した結果、当該作業については、保安規定に基づき策定された基本動作マニュアルに従って実施することとなっているところ、汚染事象が発生したバグアウト作業においては、同マニュアルに定めるホールドポイントとなる手順を実施しなかったことは、保安規定第三編第1章第1条4項の遵守義務が遵守されていないものであり、保安規定第三編第1章第1条4項に対する保安規定違反と判断した。
- B. 平成31年1月30日発生した「プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染」について、当日の汚染検査等の実施手順等について確認した結果、当該作業については、保安規定に基づき策定された「身体汚染が発生した場合の措置に関するガイドライン」等に基づき、管理区域立入者の身体・衣服等の汚染検査にて汚染が検出された場合における初動対応を定めた「身体汚染時の対応手順書」により実施することとなっているところ、当該汚染検査作業等においては、前記ガイドライン等に定める手順を実施しなかったことは、保安規定第一編第6章第30条7項の遵守義務が遵守されていないものであり、保安規定第一編第6章第30条7項に対する保安規定違反と判断した。

## 4. 特記事項

なし

(別添1)

### 保安検査日程

月 日	2月14日(木)	2月15日(金)	2月18日(月)	2月19日(火)
午 前	●初回会議	●検査前会議	●検査前会議	●検査前会議
	○空气中放射性物質濃度 有意値検出の対応状況に 係る検査	○プルトニウム燃料第二開発 室の管理区域内における 汚染について	○保安検査における改善事 項の対応状況に係る検査	○プルトニウム燃料第二開発 室の管理区域内における 汚染について
午 後	○空气中放射性物質濃度 有意値検出の対応状況に 係る検査	○プルトニウム燃料第二開発 室の管理区域内における 汚染について	○保安検査における改善事 項の対応状況に係る検査 ○プルトニウム燃料第二開発 室の管理区域内における 汚染について	○内部監査の実施状況に係 る検査 ○プルトニウム燃料第二開発 室の管理区域内における 汚染について
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議
勤務 時間外				

※○:検査項目、●:会議等

月 日	2月20日(水)	2月27日(水)
午 前	●検査前会議	●検査前会議
	○内部監査の実施状況に係る検査 ○プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染について	○プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染について
午 後	○プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染について	○プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染について
	●チーム会議 ●まとめ会議 ●中間会議	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議
勤務 時間外		

※○:検査項目、●:会議等